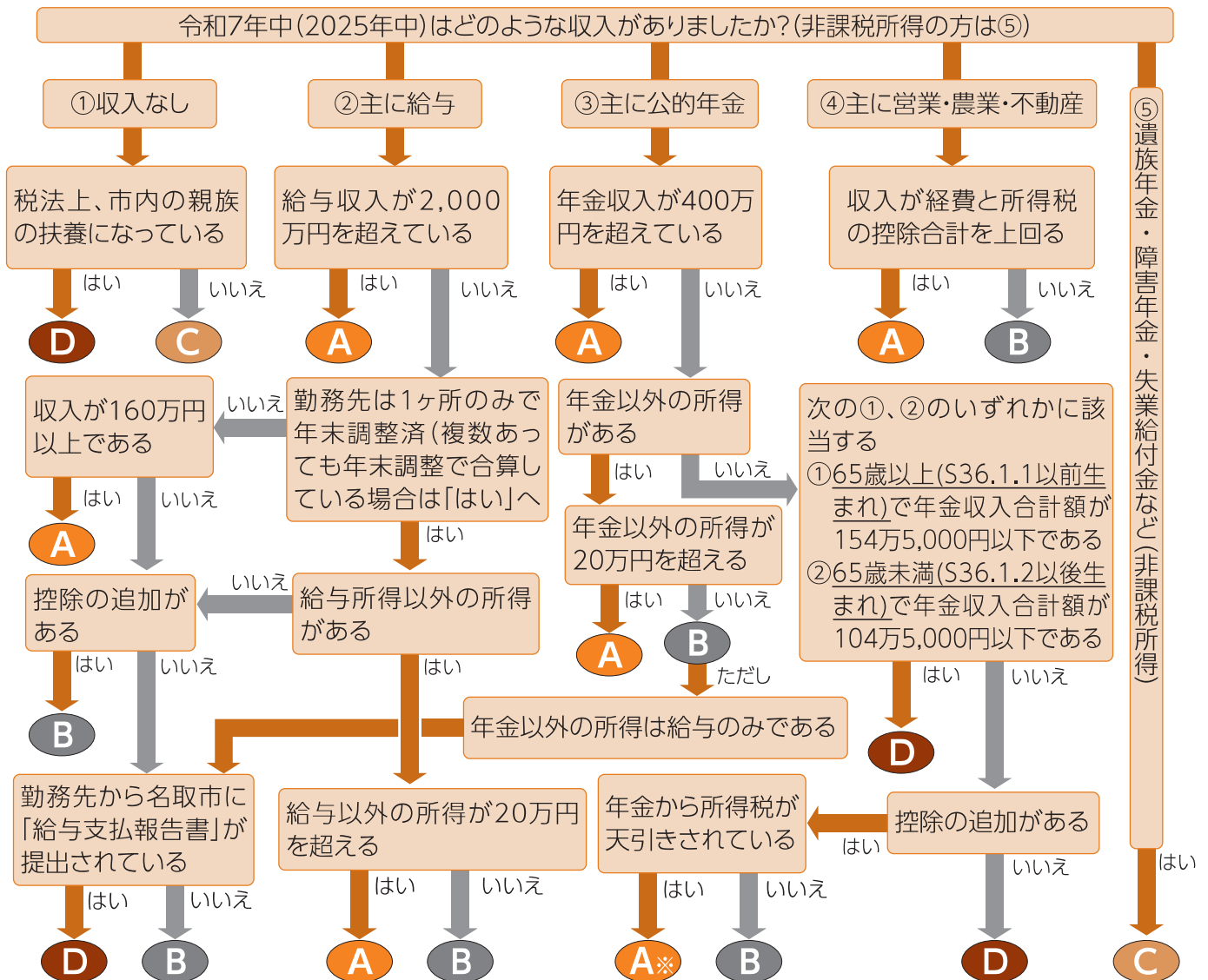


令和8年度(令和7年分)所得税・市県民税申告フローチャート

スタート



判定	結果(注意事項あり)	申告相談先	注意事項
A	所得税の確定申告が必要です	仙台南税務署	所得税の確定申告書を提出すれば、市・県民税申告は不要となります。確定申告書の2表の「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は、必ず記入してください。※源泉徴収税額の関係から、控除を追加しても還付にならない場合があります。
B	市・県民税の申告が必要です	市役所税務課	所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付申告を行う場合は、仙台南税務署への確定申告書の提出が必要となります。
C	市・県民税の申告が必要になる場合があります	市役所税務課	所得・税金に関する証明書を取得する場合や国保税の軽減措置等を受ける場合は、市・県民税の申告が必要になります。
D	確定申告及び市・県民税の申告は不要です		所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付申告を行う場合は、仙台南税務署への確定申告書の提出が必要となります。

※1. 判定の結果Aとなった方であっても2月13日～3月16日であれば市役所で申告が可能です。

市役所では受付できない申告もございますので詳細は本記事をご確認ください。

※2. 確定申告の要不要の詳細な判断については、右記の二次元コードにてご確認ください。

